

2015.6.1

## PL レポート <2015 No.3>

■ 「PL レポート」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任（Product Liability: PL）や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。「解説コーナー」では、注目されるトピックスを取り上げ、解説を行います。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

### OLIXIL が小学5・6年生を対象とした安全教育教材を無償配布

(2015年4月20日 同社プレスリリース)

株式会社 LIXIL は、小学校5・6年生向けの安全教育教材「安全教育授業プログラム～家の中の安全を考えよう～」を製作し、学校教員および教育機関関係者を対象に配布を開始することを4月20日発表した。

本教材は、屋外での事故に比べて家の中での事故が多いことを受け、子どもたちが家の中で事故に遭わないようにするため、家庭だけではなく学校での安全教育の推進を支援することを目的に製作された。

本教材には、危険を予知する特殊能力をもった主人公が、家族の事故未然予防にできることがないか、対象の子どもたちと一緒に考えるオリジナルドラマが収録されており、DVD とその指導手引が提供される。付属資料として、授業の進行や説明を補助するスライドと子どもたちが自分の家について調べる発展課題用のワークシートが用意されている。

### ○経済産業省「マーチャンドライザー・バイヤー向け製品安全チェックリスト」を公表

(2015年4月22日 経済産業省)

経済産業省は、安全性の高い製品を調達するため、仕入れ先の選定などにおいて、流通事業者の仕入担当者が確認すべき事項やその方法をまとめた「マーチャンドライザー・バイヤー向け製品安全チェックリスト」を公表した。

2014年7月に流通事業者の自主的な取組を促すための手引きとして「製品安全に関する流通事業者向けガイド」が公表されたが、その作成過程において、流通事業者がより安全な製品を市場に供給するためには、安全性の確保された製品の選定が重要であることが認識された。さらに、製品の選定は、各事業者のマーチャンドライザーやバイヤーなどの仕入担当者に委ねられていることが一般的であるという問題意識から、本チェックリストが作成された。

本チェックリストは、「仕入段階」「販売・アフターサービス段階」「製品不具合・リコール対応時」の3つの項目構成となっており、添付の参考資料を読むことにより、マーチャンドライザー・バイヤーが製品安全実現のために求められる役割や行動を理解しやすい構成となっている。

経済産業省は、流通事業者に広く本チェックリストの活用を促している。

マーチャンドライザー・バイヤー向け製品安全チェックリスト

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/buyer.pdf](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/buyer.pdf)

## ○経済産業省、「ウォーターサーバーのチャイルドロックに関する事故防止策の検討及び取りまとめ」を公表

(2015年4月23日 経済産業省)

経済産業省は、4月23日、「ウォーターサーバーのチャイルドロックに関する事故防止策の検討及び取りまとめ」を公表した。報告書では、平成19年～平成25年にかけて発生した温水用蛇口で発生した火傷事故の状況を踏まえ、ウォーターサーバー温水用蛇口レバーに関する難開封性(チャイルドロック)に関する構造、評価・試験方法を検討し、ウォーターサーバーの使用者、製造者等に対する具体的な事故防止策を示すなど、リスクアセスメントのための提言を行っている。

本報告書においては、効果のある事故対策が以下の観点から示されている。

### (1) 企業向け(ハード面)の事故防止対策

- ・機械式温水用蛇口の注水に要する力
- ・機械式温水用蛇口のチャイルドロック解除に要する力及び注水までの操作手順数
- ・電気式注水ボタン及びチャイルドロック解除ボタンの位置及び機能
- ・温水用蛇口、注水レバー及びチャイルドロックの誘目性(目立ち)

### (2) 消費者向けの事故防止対策

- ・消費者への啓発活動
- ・設置者向けの啓発活動
- ・啓発活動用ポスター等の作成

## ○湯沢市とヤマト運輸、ヤマトマルチメンテナンスソリューションズがリコール製品の回収で連携

(2015年4月30日 ヤマトホールディングスプレスリリース)

秋田県湯沢市とヤマト運輸、ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ両社は「高齢者世帯向けリコール製品回収の取り組み」に関する連携協定を締結したことを4月30日共同で発表した。

リコールの情報が消費者に届かず、事故に至ることが少なくなく、中でも、高齢者宅には、リコール製品の情報が届きにくいといわれている。

今回発表された取組は、ヤマト運輸、ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ両社が、リコール製品の情報を、湯沢市の配布物として高齢者の自宅に宅急便で届けるとともに、もし、リコール製品が見つかった場合には、商品の回収を行うというもの。宅急便担当者から当該情報を対面で受け取ることで、リコール情報を確実に確認できるとともに、リコール製品が見つかった場合に、迅速な対応が可能となる。

リコール実施企業においては、インターネット、テレビなどでは情報が届きにくい高齢者にリコール製品の情報を対面で渡すことで、回収を促進できるメリットがある。

このような、自治体と民間事業者が連携した取組は全国初。

## ○農林水産省が食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」の各論「漁業編」、「外食・中食業編」を作成

(2015年3月31日 農林水産省ホームページ)

農林水産省は、3月31日、食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」の各論「漁業編」と「外食・中食業編」を作成した。食品トレーサビリティとは、食品の安全性に問題が発生した場合などに、問題のある食品とその流通範囲を迅速に特定する手法のことである。

同省は、平成25年度から食品事業者がトレーサビリティに取り組めるよう、「実践的なマニュアル」を作成しており、平成25年度は、「総論」と、「各論」として「製造・加工業編」「卸売業編」「小売業編」を作成、公表している。

同マニュアルでは、業種ごとにトレーサビリティの取組要素を3つのステップに分け、食品ト

レーサビリティに取り組んでいない事業者でも簡単に組みあわせるよう、図やイラストを多く掲載し、取組のヒントや事例を紹介して、徐々にステップアップできるように解説している。

○東京都が「公衆衛生上講ずべき措置の基準（衛生管理運営基準）」を一部改正  
 (2015年4月1日 東京都福祉保健局ホームページ)

東京都は、4月1日、「公衆衛生上講ずべき措置の基準（衛生管理運営基準）」を一部改正し、施行した。東京都では、食品の製造等を行っている事業者が、食品の衛生的な取扱いや施設、従事者の衛生管理等に関して遵守すべき基準を条例で定めている。

都道府県等が本基準を条例で定める場合の技術的助言として、厚生労働省が示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」（平成16年2月27日付食安発第0227012号）が平成26年5月12日に改正されたことに伴い、本基準を改正した。

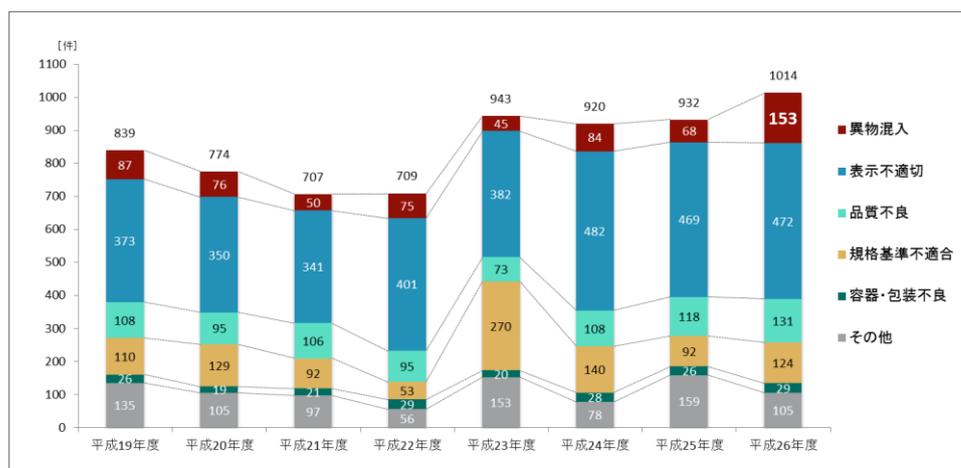
主な改正点と講ずべき措置は以下の通り。

改正点	講ずべき措置
ノロウイルス食中毒対策を踏まえた事項を追加	「施設の管理」に関する事項において、おう吐した場合には直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること等
「危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準（HACCP導入型基準）」を追加	「食品等の取扱い」に関する事項において、従来の基準にHACCP導入型基準を追加して、いずれかの基準により衛生管理を行うこと等
冷凍食品への農薬混入事案を踏まえた事項を追加	「情報の提供」に関する事項において、消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって健康被害につながるおそれか否定できないものを受けた場合は、保健所等へ速やかに情報を報告すること

○農林水産消費安全技術センターが平成26年度の食品企業等による自主回収件数の集計結果を公表  
 (2015年4月23日 農林水産消費安全技術センターホームページ)

農林水産消費安全技術センターは4月23日、平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に食品企業等が行った食品の自主回収件数を集計し、年度別月別回収件数、品目別原因件数、理由別回収件数に整理して公表した。本件数は、食品企業等が新聞・自社ホームページ等で告知している自主回収情報や、国又は地方公共団体等が公表している自主回収情報等を基に集計したもの。

平成26年度の自主回収件数は1,014件（前年対比82件増）であった。そのうち異物混入は153件（前年対比85件増）であり、理由別では自主回収全体の15.1%を占めている。



図：食品企業等による自主回収の理由別回収件数の推移  
 (公表データを基にインターリスク総研で作成)

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

#### ○米国司法省と CPSC が美術工芸品販売事業者を共同で提訴

(2015 年 4 月 22 日 米国司法省プレスリリース、CPSC プレスリリース)

米国司法省と CPSC (Consumer Products Safety Commission - 米国消費者製品安全委員会) は、4 月 22 日、北米最大の美術工芸品の専門小売事業者 (以下「同社」) に対し、テキサス州北部地区連邦地方裁判所に共同で提訴し、制裁金の支払いと無期限の販売差し止めを求めた。

CPSC のリリースによれば、同社は輸入販売した製品の事故<sup>※</sup>について、CPSA (Consumer Product Safety Act - 米国消費者製品安全法) が定めている報告を怠ったうえ、リコールの実施およびリコールに係る費用等の負担を免れるべく、当該製品の輸入事業者であるにも拘らず、その事実を隠ぺいするような報告を行っていた。

※同社が 2006 年から 2010 年にかけて輸入販売したガラス製花瓶の縁が、通常の取り扱いをしている際でも手が切れてしまうほど薄かったため、縫合が必要な切り傷や永続的な神経障害および手術が必要なほど重度の腱の切断等の重篤な被害が発生。2007 年 11 月頃から、消費者より製品の安全性に対する苦情が寄せられ、同製品は 2010 年 9 月にリコールされている。

#### ○米国運輸省がリコール回収率向上のためのワークショップを開催

(2015 年 4 月 28 日 米国運輸省道路交通安全局プレスリリース)

米国運輸省 (DOT - Department of Transportation) の NHTSA (National Highway Traffic Safety Administration - 米国運輸省道路交通安全局) は、4 月 28 日に、関係省庁、自動車関連業界、安全推進関係者および研究者等を対象に、リコール進捗率の向上策を検討するためのワークショップを開催した。2014 年には NHTSA に 803 モデル、6,390 万台のリコール届け出がなされ、過去 30 年以上の間で最大の対象台数を記録したにもかかわらず、リコールの進捗率が芳しくないことが背景。

運輸省の責任者は「リコール活動は、対象とする車両の修理が完了して初めて成功と言えるし、消費者の生命を守ることにつながるにもかかわらず、現在ではリコール対象台数の 20 パーセント以上が修理されていない状態にある。これは、対象車両の運転者がリスクを保有するばかりでなく、同じ道路を走行しているすべての車両の運転者に対するリスクでもある」と述べている。

ワークショップでは、リコール制度についての社会へ周知、顧客と販売店への積極的な働きかけなど、リコール進捗率向上のための各種施策が検討され、ベストプラクティスの選定やリコール手法の改善に活用される。ワークショップの内容や使用された資料はホームページ上に公開されている。

解説コーナー：注目されるトピックスを取り上げ、解説を行うコーナーです。

**消費者庁がリコール実施中に発生した重大製品事故製品の件数を発表  
～リコール実施時におけるポイントとは～**

4月22日、消費者庁は、平成26年度に事業者から報告を受けた重大製品事故のうち、リコール（回収、無償修理等）実施中の製品に関する事故件数が122件であったことを発表しました。

企業においては、リコール実施の決定後、被害の拡大防止に向けて、リコールの進捗率向上のためにさまざまな取組を行っていますが、今回発表された結果のとおり、リコール実施中の製品によって重大製品事故が発生するケースが少なくありません。数年前には、リコール実施中の製品が原因で火災が発生し、死亡者が発生した事件もありました。

リコール進捗率の向上のためには、販売ルートと使用者の特定が重要であり、それが可能な場合においては、リコール進捗率100%も不可能ではありません。しかし、一般消費生活用製品の多くは使用者の特定が困難です。そのため、企業は、リコール情報を社告や自社ホームページを通して消費者に提供したり、消費者の登録情報等がある場合には、ダイレクトメールで通知を行うことがほとんどですが、その効果は十分とはいえません。

販売ルートまたは使用者のいずれかについて、ある程度の範囲で特定することが可能であれば、次のような取組が効果的といえます。

□販売ルートのある程度特定できる場合

- ・当該製品の販売事業者の協力を得た周知（消費者の購入履歴を小売りが発行する顧客カードで把握できるような場合など）
- ・リコール対象製品について、消耗品や交換部品等がある場合、部品等の取扱店を介した周知

□使用者のある程度特定できる場合

- ・想定される主な利用者の多く集まるところでの周知（乳幼児製品などに関しては保護者の多く集まる保育園、幼稚園等、高齢者用製品であれば介護施設、病院等）
- ・想定される主な使用者層が目にする媒体を活用した周知（スポーツ用品であれば、当該スポーツの専門誌上での周知など）

また、当該製品の使用環境を勘案した次のような取組も有用といえます。

□使用場所がある程度推定できる場合

- ・想定される主な使用場所の管理者等を通じた周知（電気コンロなどワンルーム賃貸や寮等に設置されている製品については、当該施設管理者を介した周知など）

□使用時期が限定される場合

- ・季節性の製品については、当該製品の使用が本格化する前の時期に集中した周知

これらの取組について、優先順位付けをして実施していくことが現実的ですが、各種施策を同時並行で実施することが効果的です。その場合、当該情報を受けた消費者からの連絡が集中するなどの事象が発生するので、コールセンターの機能を強化するなど、想定される事態に耐えうる準備についても留意が必要となります。

CPSCによる危険製品に関する報告義務違反企業へのペナルティーが加速  
～企業における対応上の留意点について～

米国においては、消費者製品安全法（CPSA：Consumer Product Safety Act）及び関連規則により、消費者用製品を取扱う事業者が製品の危険性について認知した場合のCPSC（米国消費者製品安全委員会）への報告義務が定められています。具体的には、製品に関して「消費者の重大な傷害や死亡の発生につながるリスクがある（create an unreasonable risk of serious injury or death）」と認識した場合には、事業者は24時間以内にCPSCに対して報告を行う義務があるとされています。

CPSCは、この法律上の義務に違反した企業に対して、たびたび行政上のペナルティーとして罰金を課しており、その事実をホームページ上で公表していますが、昨今、その罰金の件数や金額が大幅に増加しています。

2013年中の罰金件数は4件、合計金額は約6.0百万ドルであったのに対し、2014年中の罰金件数は8件、合計金額は約14.8百万ドルと2倍以上の規模となっており、罰金の対象も危険製品の報告やリコールが遅れた製造事業者に対するもの、製造事業者のリコール公表後も対象製品を販売していた流通事業者に対するものなど多岐にわたります。2014年10月には、ミニバイク等の製造事業者及びその関連会社（Baja Inc.およびOne World Technologies Inc.）に対して、製品欠陥に関する報告遅れ等を理由に、過去最大となる430万ドルの罰金が課されています。（本誌2014年10号）

2015年に入ってから、ゼネラルエレクトリック社に対して、オープンレンジと食器洗浄機の欠陥に関する報告遅れ等を理由に350万ドルの罰金が課されたほか、本号の「海外トピックス」で紹介したように、CPSCと司法省が共同で事業者の提訴に至る事案も発生しています。

さらに、本年3月、CPSCの議長が消費者の健康と安全に関する国際団体（ICPHSO：International Consumer Product Health and Safety Organization）の年次総会において行った講演の中で、「2008年の消費者製品安全改善法（CPSIA：Consumer Product Safety Improvement Act）施行に伴い、報告違反企業に対する罰金額の上限が15百万ドルに引き上げられている。これに鑑みると、現状の違反企業への罰金額は十分とは考えない。CPSCとして違反企業に対してさらに高額な罰金を課す可能性についても検討する。」といった趣旨の発言を行っており、今後、CPSCによる報告違反企業に対する対応は一層厳しさを増すと考えられます。

注目すべきは、CPSCによるこの種の罰金事案においては、当該製品についてすでにリコールを実施済みのケースがほとんどであり、リコールを実施したとしても、報告遅れやそれに伴うリコールの実施遅れがあれば、過去に遡って多額の罰金を課されている事実です。また、昨今の罰金事案においてCPSCは、罰金に加え、事業者に対して、事故情報や重大な苦情についてタイムリーに経営に報告される仕組みを含めた、コンプライアンスプログラムの社内徹底を義務付けています。

過去の事例やCPSCのコンプライアンスプログラムの義務付けからもわかるとおり、製品欠陥につながる事実は、日常的な事故や不具合の情報、顧客からの苦情等が契機となって明らかになるケースが多くなっています。米国において消費者用製品を取扱う事業を行う企業においては、万一の場合の報告義務を確実に履行するために、関係者による法令上の報告義務の確実な理解に加え、日常業務において従業員等が入手する事故情報や苦情を迅速に社内共有し、製品欠陥につながる事実やそのおそれを認識した場合には、経営への報告とともに、法律上定められたCPSCに対する報告を確実に実施するルール、仕組みを構築しておくことが重要となります。

## インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/©株式会社インターリスク総研 2015